

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月10日
【会社名】	株式会社やまびこ
【英訳名】	YAMABIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 永尾 慶昭
【本店の所在の場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2
【電話番号】	(0428)32-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 瀬古 達夫
【最寄りの連絡場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2
【電話番号】	(0428)32-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 瀬古 達夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,956,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	175,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成24年12月10日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	175,400株	199,956,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	175,400株	199,956,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,140	-	100株	平成24年12月19日(水)	-	平成24年12月26日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社やまびこ 経理部	東京都青梅市末広町一丁目7番地2

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 荻窪支店	東京都杉並区天沼三丁目4番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,956,000	2,100,000	197,856,000

(注)1 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等であります。

## (2)【手取金の使途】

本自己株式の処分により調達する資金については平成25年3月末までにおいて、生産のためのアルミニウム等の原材料及び物流資材等購入資金に全額充当することを予定しております。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	丸全昭和運輸株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市中区南仲通二丁目15番地
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第110期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月28日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第111期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日） 平成24年8月13日 関東財務局長に提出 第111期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日） 平成24年11月13日 関東財務局長に提出

\* 割当予定先は東京証券取引所に上場しております。

\* 上記は平成24年12月10日現在です。

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は当該会社と物流業務の一部において業務委託契約を締結（平成5年10月1日締結）しており、取引があります。

提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年12月10日現在のものであります。

##### c. 割当予定先の選定理由

近時、当社グループ（当社、連結子会社15社、非連結子会社5社及び関連会社1社）を取巻く経営環境は円高の進行や市場競争の激化など厳しさを増しております。

このような環境の中で当社グループは、環境の変化に対応しながら、統合シナジーの最大化を完結させて着実な成長を果たすとともに、次なる成長フェーズに向けた体制整備期間と位置付けた、「中期経営計画2014」（期間：平成23年4月から平成26年3月まで）を策定し、重点施策として「グローバルマーケティング戦略の展開」「海外生産能力および現地調達の拡大」等を掲げ、計画達成に向けた種々の課題に取り組んでおります（詳細は平成23年8月11日公表の「中期経営計画策定に関するお知らせ」をご参照ください）。

その一環として、当社グループは諸施策の推進を図る観点から、売上の拡大に伴う資金調達の安定化、および将来を見据えた新規事業領域への展開等のために、取引先等に対する第三者割当による自己株式の処分を行う等の取り組みを実施してまいりました（詳細は平成23年12月5日提出の有価証券届出書及び平成24年2月14日提出の有価証券通知書をご参照ください）。

海外売上比率が半分以上を占める当社グループは「中期経営計画2014」の重点施策のひとつとして、国内外の生産基地及び資材調達ネットワークを有機的に結合させ、最大限に活用することにより製品品質と生産力の向上、及び物流の効率化も含めた原価低減を図っておりますが、より促進させる観点から、グローバルに展開する総合物流企業であり、長年の取引により培った信頼関係にある丸全昭和運輸株式会社を割当予定先にすることで、同社との一層の関係強化が当社グループの中長期的な成長に資すると期待できることから、同社を割当予定先として選定することといたしました。

##### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 175,400株

## e．株券等の保有方針

本自己株式処分は、継続的かつ安定的な売上及び利益の確保に寄与すると思われ、こうしたことを踏まえ割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向である旨を確認しております。当社は、割当予定先に対して、本自己株式処分の払込期日（平成24年12月26日）から2年間について、割当自己株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であります。

## f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である丸全昭和運輸株式会社の直近の有価証券報告書（平成24年6月28日提出）及び第2四半期報告書（平成24年11月13日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。

加えて、割当予定先が本自己株式処分の払込に要する相当の財産を保有していることにつき、ヒアリング等を通じて確認いたしております。

## g．割当予定先の実態

当社は以下の観点から割当予定先である丸全昭和運輸株式会社及びその役員、従業員が、反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないものと判断いたしております。

当社の内部統制上、新規に取引を開始する相手先について、当社は社外機関に確認等を依頼し、当該相手先が反社会的勢力と関係がない旨の確認等を実施いたしております。また既に取引関係を有する相手先であっても、関係者へのヒアリングや情報収集等に努め、契約の更新等に際しては、注文書等において反社会的勢力その他特定団体等と関係を有しない旨の言明を求めています。丸全昭和運輸株式会社については、当社と長年にわたり取引関係を有し、経営陣の資質、同社の社風などについては、そうした取引関係を通じ承知いたしております。

また、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成24年6月28日）において、同社グループ（同社、子会社33社及び関連会社5社）の社内規範として、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与等は一切行わない旨をコンプライアンス規程に定めていることを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきまして当社取締役会は、本自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日における終値が当社株式の客観的な価値を示す価格として合理的であると判断し、本自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である平成24年12月7日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,140円を処分価額といたしました。

当該処分価額（1,140円）については、処分決議日の前営業日から直前1ヶ月間（平成24年11月8日から平成24年12月7日まで）における当社株式の終値の平均株価は1,076円（プレミアム率5.95%）、直前3ヶ月（平成24年9月7日から平成24年12月7日まで）における当社株式の終値の平均株価は1,017円（プレミアム率12.09%）、直前6ヶ月（平成24年6月8日から平成24年12月7日まで）における当社株式の終値の平均株価は983円（プレミアム率15.97%）であり、いずれの期間におきましても、特に有利な処分価額には該当していないものと判断しております。

上記の本自己株式処分の処分価格の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲内のものであり、特に、有利な処分価格に該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分に関して取締役会に出席した当社監査役4名（うち2名は社外監査役）の全員から、取締役会における上記算定根拠による処分価格の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を総合的に勘案した結果、適正かつ妥当であり、処分予定先に特に有利な処分価額ではない旨の意見をj得ております。

## (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量175,400株は、当社発行済株式総数11,027,107株に対して1.59%（平成24年9月30日時点の総議決権数99,562個に対する割合は1.76%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって重要取引先である割当先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資す

るものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
やまびこ従業員持株会	東京都青梅市末広町1-7-2	4,983	5.00%	4,983	4.92%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスク エア オフィスタワーZ棟	4,242	4.26%	4,242	4.19%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,013	4.03%	4,013	3.96%
やまびこ取引先持株会	東京都青梅市末広町1-7-2	3,709	3.73%	3,709	3.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,679	3.70%	3,679	3.63%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	3,492	3.51%	3,492	3.45%
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	3,392	3.41%	3,392	3.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,390	3.40%	3,390	3.35%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	2,903	2.92%	2,903	2.87%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,544	2.56%	2,544	2.51%
計	-	36,347	36.51%	36,347	35.87%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数175,400株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後721,012株となります。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月10日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成24年12月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第4期）の提出日（平成24年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年12月10日）までの間において臨時報告書を提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出しております。

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日（木）

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、北爪靖彦、永尾慶昭、安藤廣明、前田克之、近藤成喜、田崎隆信、高橋功および伊藤真の8氏を選任する。

##### 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、尾和茂治、荒貞夫、田中正人および山下哲夫の4氏を選任する。

##### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、貝守浩氏を選任する。



## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成割合(%)	決議の結果
第1号議案				(注)		
北爪 靖彦	76,613	1,356	0		98.23	可決
永尾 慶昭	76,984	985	0		98.71	可決
安藤 廣明	77,815	154	0		99.80	可決
前田 克之	77,839	130	0		99.83	可決
近藤 成喜	77,837	132	0		99.83	可決
田崎 隆信	77,839	130	0		99.83	可決
高橋 功	77,826	143	0		99.81	可決
伊藤 真	77,826	143	0		99.81	可決
第2号議案				(注)		
尾和 茂治	77,530	436	0		99.43	可決
荒 貞夫	77,533	433	0		99.43	可決
田中 正人	77,859	108	0		99.86	可決
山下 哲夫	76,335	1,632	0		97.87	可決
第3号議案				(注)		
貝守 浩	77,867	101	0		99.87	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

株式会社やまびこ  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 光博 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澁江 英樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月29日

株式会社 やまびこ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員	公認会計士	福田 光博	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	澁江 英樹	印
業務執行社員			

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社やまびこの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社やまびこが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

株式会社 やまびこ  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員	公認会計士	福田 光博	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	澁江 英樹	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。